

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第2回宮城県石巻警察署協議会
開催日時	令和7年6月20日（金）午後3時30分から 午後5時00分まで
開催場所	石巻警察署 3階大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員～10人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員（8人）～大友会長、甲谷副会長、片岡委員、赤間委員、武田委員、大森委員、佐藤委員、遠藤委員 ・ 欠席委員（2人）～山本委員、千葉委員 <p>2 警察署側～17人</p> <p>署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、少年健全育成官、水上警備派出所長、警務係長、交通指導係員</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

【別紙】

1 報告事項等

(1) 意見・要望等に対する措置結果について

交通課長から、第1回（2月25日）協議会で提案された「パルプ五差路の右折待ちによる後続車両の詰まり問題を解決するための右折矢印設置の可否」について、

○ 右折矢印を付けるためには、単線ではなく右折レーンが必要であるが、そのためには、道路を拡幅することを要する

○ 道路管理者に申し入れをしているが、現状は右折レーンを設置することはできない

旨を報告した。

大森委員：承知した。

(2) 管内の治安情勢等について（署長）

署長から、令和7年5月末における刑法犯認知件数や交通死亡事故等の管内の治安情勢について説明がなされた。

2 協議事項

(1) 速度取締り指針について

交通課長から、「速度取締り指針」について説明がなされた。

甲谷副会長：暖かい時期になると、週末等にバイクが法定速度を超過して暴走する傾向があることから、白バイの警察官に週末に取締りに来ていただきたい。

交通課長：当署管内の白バイによる取締りを強化するように、交通機動隊に要請している。

また、今年はゴールデンウィーク前に、「おしか御番所公園」において交通機動隊と石巻警察署のコラボ企画として、白バイ隊員が直接ライダーと話をし、スピードを出しすぎない等、交通ルールの遵守を呼びかける啓発イベントを実施した。

この企画は非常に反響を得たことから、また秋にも同様の企画を行いたいと思っている。

(2) 守ろう！自転車の交通ルール

交通課長から、「守ろう！自転車の交通ルール」と題して、自転車に関する交通取締り・交通規制・交通安全教育（3Eの原則）等について説明がなされた。

※ 交通指導係員がホワイトボードを使用して「自転車の交通ルール」の説明を行い、実際に自転車に乗車して実演する形でわかりやすく自転車の交通ルール（スマートフォンを使用しながらの運転・二人乗り・ヘルメットなしのふらつきながらの運転）について解説した。（実演者：警務課長・留置管理課長・交通指導係員）

赤間委員：酔ってふらつきながら走行している自転車とぶつかって交通事故を起こした場合、どちらが悪いことになるのか。

交通課長：仮に自転車の乗務員が飲酒運転であれば、被疑者として取り扱うこと

となるが、車の運転手もぶつかるかもしれないと予測して交通事故を避ける義務（予見義務・回避義務）があり、どちらにも責任が生じてくる可能性があることから、状況をしっかりと確認する必要がある。

甲谷副会長：自転車で歩道を走行できるのはどのような場合か。

交通課長：自転車は車道を走行するのが原則である。

自転車で歩道を走行することができるのは、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転する場合、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合であり、例えば、狭い道路で大型トラックが頻繁に走っていて危険である等、車道を自転車で走行することが危ないと判断されるような場合に歩道を走行することができる。

ただし歩道を走行する場合は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止したり、自転車を降りて押して歩くなど安全な方法で通行する必要がある。

3 意見・要望等

大友会長：マイナ免許証について教えてほしい。

交通課長：マイナ免許証は、マイナンバーカードに運転免許証の情報を記録したもので2025年3月24日から運用が開始されている。

運転免許証の所持の方法は、従来の運転免許証のみ、従来の運転免許証とマイナ免許証の両方、マイナ免許証のみの3通りがある。

マイナ免許証のメリットとしては、手続きの簡素化（住所変更など）、オンライン講習（更新時講習をオンラインで受講できる場合がある）等がある。

赤間委員：懲役・禁固が変わったと聞いたがどのように変わったのか。

交通課長：従来の懲役刑と禁固刑を一本化した新しい刑罰として、拘禁刑が、本年6月1日から施行されている。

改正の理由として、懲役刑と禁固刑を区別する実益が薄れていたことに加え、再犯防止の観点から、受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が必要とされた等が挙げられる。

大森委員：警察署協議会委員の選挙活動について教えてほしい。

警務課長：警察署協議会委員は、特別職の地方公務員であり、公職選挙法により公務員の地位利用による選挙運動等について制限を受ける。

つまり、警察署協議会員としての地位にあることを利用して選挙運動等を行うことはできない。

武田委員：民生委員も特別職の地方公務員で選挙運動の制限を受けており、警察署協議会委員も同様と理解した。

遠藤委員：自転車の飲酒運転で検挙された被疑者の処罰の実態はいかがか。

交通課長：被疑者の処分結果についてはケースバイケースであり、一概には言えないが、実際に罰金等処罰を受けるケースはある。

佐藤委員：有罪となる者が自身の処罰内容を選択できるケースはあるか。

交通課長：処罰については裁判官が決定することから、警察として回答することは難しい。

例えば交通違反を犯し、反則金を納めない場合、刑事手続に移行して、罰金刑等が科される場合があり、罰金を支払えずに労役場に留置されて罰金の代わりとして労働させられるケースはあるが、いずれにしても被疑者自身が選択できるものではない。